

平成18年11月30日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ア プ ラ ス
代 表 者 氏 名 取 締 役 社 長 山 本 輝 明
(コード番号 8 5 8 9 大 証 第 一 部)
本 社 事 務 所 大 阪 市 中 央 区 南 船 場 四 丁 目 1 番 9 号
問 合 せ 先 企 業 戦 略 部 長 溝 口 博 隆
TEL (03)5229-3702(直通)

埼玉県からの勧告について

弊社は、平成18年11月29日付で、埼玉県より「埼玉県民の消費生活の安定及び向上に関する条例第22条第1項」に基づく「勧告」を受けました。お客さま、お取引先さま、関係者各位に多大なご迷惑やご心配をおかけいたしましたことにつきまして心からお詫び申し上げます。

今回の勧告の理由は、弊社と平成17年12月まで取引のありました個品割賦の加盟店がお客さまに対し、「埼玉県民の消費生活の安定及び向上に関する条例（以下「条例」という。）第21条」の規定に基づく「埼玉県民の消費生活の安定及び向上に関する条例施行規則（以下「規則」という。）第1条及び第2条」に該当する、以下のような不当な取引行為を行っていることを弊社は知りながら、当該加盟店と取引を継続し、当該加盟店が商品を販売したお客さまに対しクレジット契約を行っていたことは消費者の利益を損なうおそれがあると認められたためであります。

【当該加盟店が行った不当な取引行為の内容】

- ・ 販売目的を隠してお客さまに接近し、商品の販売を行ったこと
- ・ お客さまが商品の購入を決定する上で重要な事項について虚偽の事実を告げ、勧誘したこと
- ・ お客さまに対し、長時間または繰り返し勧誘したこと
- ・ お客さまにとって不当に過大な量の商品の販売を行ったこと
- ・ お客さまの返済能力を著しく超えることが明白な信用の供与と一体をなした内容の契約を締結させていたこと

今回の埼玉県からの勧告は、弊社が当該加盟店との取引を停止した平成17年12月13日以前の取引に関してなされたものであり、それ以降弊社は従来にも増してお客さまの保護を最優先に、お客さまからの苦情やご相談には真摯に対応するとともに、加盟店管理の強化、適正な与信に努めてまいりました。今回の勧告を厳粛に受け止め、今後二度とこのような事態が起こらないよう、法令遵守はもとより、更なる加盟店管理の強化、与信の厳格化に取り組んでまいります。また、今回の勧告を受け、担当役員・社員の責任の明確化および今後の再発防止の戒めとするため、社内規定に基づく厳正な処分をおこなう予定であります。

以上